

健康診断のご案内

(平成 30 年度)

働く人の健康づくりを支援する総合健診機関

一般財団法人 順天厚生事業団

健康診断のご案内 (平成 30 年度)

働く人の健康づくりを支援する総合健診機関
一般財団法人 順天厚生事業団

働く人の健康の確保は、明るい職場環境をつくることに加え、作業能率の向上にも不可欠の条件です。

順天厚生事業団では、昭和 24 年の公益法人設立から積み上げた約 70 年間の実績をもとに、事業場における健康管理を積極的に支援し、企業及び従業員の皆様に有益となる各種事業及び提案を行っております。

一般財団法人順天厚生事業団の理念

1. 健康診断の実施と健康教育を通じて、地域社会の人々の健康保持増進に貢献します。
2. 高い医療技術と最新の知識の習得に努め、高品質の医療サービスを提供します。
3. 医療機関としての倫理観を保ち、また、各種法令を遵守します。

健康診断受診者の権利及び義務

1. 受診者の皆様は、1 人の人間としての人権・人格を尊重される権利を有します。
2. 受診者の皆様は、良質な健康診断を受ける権利を平等・公平に有します。
3. 受診者の皆様は、健康診断の受診に当たり、身体の安全を保証される権利を有します。なお、受診者の皆様は、安全確実な受診のために、現在の身体の状況、治療中の疾病、病歴、薬剤アレルギーの有無等をできる限り正確かつ詳細に医師に伝える義務を有します。
4. 受診者の皆様は、健康診断に係る個人情報及びプライバシーが守られる権利を有します。また、受診者の皆様は、検査結果等の情報を知る権利及び検査結果等に係る個人情報の開示を求める権利を有します。
5. 受診者の皆様は、医師による健康診断の判定結果に基づき、医療機関を選択し精密検査や治療を受けるかどうかを決定する権利を有します。
6. 受診者の皆様は、健康診断の会計並びに費用の説明を受ける権利を有します。
7. 受診者の皆様は、健康診断に関して疑問点や問題点がある場合は、苦情を申し立てる権利を有します。

実施可能な健康診断

当事業団では、各種健康診断を実施しておりますが、健康診断は、

- 事業場を訪問して行う「出張健康診断」と
- 施設内で行う「施設健康診断」

があります。

出張健康診断は、専門医師を中心に看護師、臨床検査技師、診療放射線技師等の各専門スタッフがチームを組んで、検診車により事業場へお伺いいたします。当事業団では兵庫県下を出張健康診断の対象地域としております。

施設健康診断は、

- 神戸市中央区楠町の「順天診療所」(p.10 参照)と
- 神戸市西区高塚台の「西神健診センター」(p.11 参照)

の両診療所において実施しております。

当事業団において実施可能な健康診断の種類と各健康診断の検査項目等については、以下及び p.14 の「別紙 1 一般健康診断の検査項目」、p.19 の「別紙 4 各種検査項目」等をご参照ください。

なお、出張健康診断と施設健康診断では実施できる健康診断の種類、検査項目が異なることがあります。詳細は業務課(電話：078-341-7114)あてお問い合わせください。

1 一般健康診断

- ① 雇入時の健康診断(労働安全衛生規則第 43 条)
- ② 定期健康診断(労働安全衛生規則第 44 条)
- ③ 特定業務従事者健康診断(労働安全衛生規則第 45 条)
- ④ 海外派遣労働者の健康診断(労働安全衛生規則第 45 条の 2)
- ⑤ 給食従事者の検便(労働安全衛生規則第 47 条)
- ⑥ 深夜業従事労働者の自発的健康診断(労働安全衛生法第 66 条の 2)
- ⑦ 労災保険制度による二次健康診断給付(労働者災害補償保険法第 26 条)

2 全国健康保険協会(協会けんぽ)生活習慣病予防健康診断

全国健康保険協会の被保険者に対する保険事業の一環として、疾病の早期発見と健康管理の推進を図るため、次の生活習慣病予防健康診断を行っています。対象者と検査項目については、p.17 の「別紙 2 全国健康保険協会(協会けんぽ)生活習慣病予防健診」をご参照ください。

- ① 一般健康診断
- ② 付加健診
- ③ 乳がん・子宮頸がん検診
- ④ 子宮頸がん検診(単独受診)

3 特殊健康診断

- ① 有機溶剤健康診断 (有機溶剤中毒予防規則第 29 条)
- ② 鉛健康診断 (鉛中毒予防規則第 53 条)
- ③ 特定化学物質健康診断 (特定化学物質障害予防規則第 39 条)
- ④ 石綿健康診断 (石綿障害予防規則第 40 条)
- ⑤ 高気圧業務健康診断 (高気圧作業安全衛生規則第 38 条)
- ⑥ 電離放射線健康診断 (電離放射線障害防止規則第 56 条)
- ⑦ 除染等電離放射線健康診断 (除染電離放射線障害防止規則第 20 条)
- ⑧ 酸等取扱い者の歯科健康診断 (労働安全衛生規則第 48 条)
- ⑨ じん肺健康診断 (じん肺法第 3 条、第 7～第 9 条の 2)

特定化学物質健康診断の検査対象物質は、p.20 の「別紙 5 特定化学物質健康診断の対象物質」をご参照ください。

4 指導勧奨による特殊健康診断

- ① 紫外線・赤外線業務健康診断 (昭和 31 年 5 月 18 日付け基発第 308 号)
- ② 振動業務健康診断 (昭和 48 年 10 月 18 日付け基発第 597 号ほか)
- ③ 上肢作業健康診断 (引金付工具取扱業務)(昭和 50 年 2 月 19 日付け基発 94 号)
- ④ レーザー光線等業務健康診断 (平成 17 年 3 月 25 日付け基発 0325002 号)
- ⑤ 騒音健康診断 (平成 4 年 10 月 1 日付け基発第 546 号)
- ⑥ VDT 作業健康診断 (配置前・定期)(平成 14 年 4 月 5 日付け基発第 0405001 号)

5 人間ドック

ベーシックドックと総合ドックがあります。それぞれの検査項目については、p.14 の「別紙 1 一般健康診断の検査項目」をご参照ください。

6 特定健康診査

高齢者の医療の確保に関する法律、国民健康保険法に基づく特定健康診査を実施しています。

7 各種検査

肝炎検査、腫瘍マーカー検査、骨そしょう症検査ほか、p.19 の「別紙 4 各種検査項目」をご参照ください。

8 ストレスチェック

労働安全衛生法第 66 条の 10 及び労働安全衛生規則第 52 条の 9 の規定に基づくストレスチェックを実施しています。

ストレスチェックサービスの内容については、「ストレスチェックサービスの受託について」を別に用意しておりますので、業務課（電話：078-341-7114）あてご請求ください。

検査の外部委託

健康診断の血液検査や便潜血検査等については、「株式会社ファルコバイオシステムズ」、「神戸市医師会医療センター」及び「中央労働災害防止協会大阪労働衛生総合センター」に検査を委託しています。

超音波検査に関しては、「株式会社 PUPY」及び「医療法人社団エミリオ森口」に検査を委託しています。

婦人科健診の一部についても他の医療機関に検査を委託しています。

さらに、ストレスチェックの集計等業務は、「小林クリエイト株式会社」に委託しています。

内部精度管理の実施方法及び外部精度管理への参加

内部精度管理については、健康診断に係る各種業務の標準作業書を定めて関係職員に周知し、必要に応じて標準作業書の改定により対応しています。

また、外部に委託している血液検査の精度確保について、「同一検体 2 分割挿入法」により精度が確保されているかの内部チェックを定期的に行っています。

外部精度管理として、公益社団法人全国労働衛生団体連合会主催の「総合精度管理調査」に参加しており、最近の評価実績は次のとおりです。

区分	平成 27 年度	28 年度	29 年度
臨床検査分野	評価 A	評価 A	評価 A
労働衛生検査分野	評価 A	評価 A	評価 A
胸部エックス線検査分野	評価 A	評価 B	評価 A

表 1 公益社団法人全国労働衛生団体連合会精度管理事業における評価

健康診断の計画から実施・結果報告まで

1 健診計画の打合せ

当事業団の健康診断は事前予約制です。出張健診では、実施の約3ヶ月前から健診実施計画について打合せをさせていただき、業務のご都合にあわせた健診計画を提案します。また、綿密な打合せに基づいて、事業場様のご要望に柔軟にお応えします。

健診種別、健診項目等の打ち合わせを踏まえ、健診料金のお見積りをしますので、発注いただける場合は、「健康診断申込書」をご提出ください。当事業団から健康診断に係る「実施計画書」を送付いたします。

2 健診実施までのご準備

健康診断実施日の概ね2週間前までに、健診に必要な受診票や各種検査に伴うキットなどを貴事業場あてに送付します。送付物は下記のとおりですが、健診種別により送付しないものもあります。

- 健康診断受診票等送付についてのご案内 (送付内容一覧)
- 健康診断実施に際しての注意事項 (事業場の担当者向け)
- 個人情報の取り扱いについてのご説明 (受診者向け)
- 健康診断受診票の記入について (記入要領)
- 受診予定者一覧表 (名簿)
- 健康診断実施のお知らせ (社内掲示用)
- 健康診断受診票
- 胃部エックス線検査受診票
- 腹部超音波検査受診票
- 乳房がん検診 (超音波) 受診票
- 歯科検診受診票
- 有機溶剤等健康診断受診票
- 有機溶剤健康診断を受診する方へ (受診者向け受診上の注意事項)
- じん肺健康診断受診票
- じん肺健康診断結果証明書
- じん肺健康診断結果証明書 (様式第3号) の記入について (記載要領)
- タイトルペーパー及びタイトルペーパー記入方法 (じん肺、石綿、コールドタール、クロム酸、ひ素関係胸部エックス線検査用)
- VDT 作業健康診断受診票
- バイオハザード取扱業務健康診断受診票
- 特定化学物質等健康診断個人票
- 便潜血検査キット

- 尿検査キット
- 子宮がん検査自己採取法キット
- 便一般検査キット
- 喀痰検査キット

3 出張健康診断における健診会場等

出張健康診断の場合は、集会場等を借り上げて集団健康診断を行う場合も一部にありますが、健康診断を受診される事業場の会議室等の会場を使用させていただくことを原則とします。

また、検診車両を駐車できるスペースの準備もお願いします。構内に駐車できない場合は、道路上に短時間検診車両を駐車させて健康診断を行う場合もあります。この場合は、道路使用許可の手続きを当事業団で行う必要がありますので、申請に伴う実費ほかの経費をご負担いただきます。

4 健診実施当日

出張健診では、開始時刻の15分前までを目途に実施会場となる事業所へうかがいます。

施設健診では、予約時刻の5分前までには施設にお越しくください。順天診療所、西神健診センターのいずれも駐車場をご用意しております。

5 健康診断結果報告

健康診断結果報告の送付物については、p.22の「別紙6 健康診断結果報告帳票」をご覧ください。

健康診断結果は、健康診断を受診いただいてから約2週間後に報告いたします。

出張健康診断において、一の事業場が複数日にわたって健康診断を実施される場合に、結果を分割して報告する方法と、一括して報告する方法のどちらかをご選択ください。

分割報告の方法とは、個人報告は健診日からそれぞれ2週間後に行い、事業場報告分は最終の個人報告分とあわせて送付する方法です。一方、一括報告の方法とは、最終の健診日から2週間後にすべてを一括して報告する方法です。

施設健康診断の場合は、一の事業場の従業員が複数日にわたって健康診断を受診される場合に、週(月曜日から金曜日まで)を単位とし、当該週内分は最終の健診日から2週間後に個人報告分・事業場報告分を合わせ報告いたします。週をまたがる場合は、各週ごとの報告となります。

健康診断実施後の措置

1 健康診断の結果についての医師等からの意見聴取 (労働安全衛生法第 66 条の 4)

一般健康診断・特殊健康診断・深夜業従事労働者の自発的健康診断・労災保険制度による二次健康診断の結果、所見があると診断された労働者に関して、その労働者の健康を保持するために必要な措置について、3 月以内 (深夜業従事労働者の自発的健康診断及び労災保険制度による二次健康診断については、健康診断結果が事業者に提出されてから 2 月以内) に医師又は歯科医師の意見を聴かなければなりません。産業医の選任義務のある事業場においては、産業医の意見を聴くことが適当です。

2 健康診断実施後の措置 (労働安全衛生法第 66 条の 5)

医師又は歯科医師の意見を勘案してその必要があると認めるときは、その労働者の実情を考慮して就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置、整備等適切な事後措置を講じなければなりません。

3 健康診断結果の通知 (労働安全衛生法第 66 条の 6)

一般健康診断及び特殊健康診断を実施したときは、診断を受けた労働者にその結果を遅滞なく通知しなければなりません。

4 保健指導 (労働安全衛生法第 66 条の 7)

一般健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません。

5 健康診断結果報告書の提出 (労働安全衛生規則第 52 条)

事業者は、一般健康診断のうち定期健康診断、特定業務従事者の健康診断及び歯科医師による健康診断を実施した結果について産業医が押印又は署名した「健康診断結果報告書」を作成し、所轄労働基準監督署に提出することになります。報告書様式は、厚生労働省のホームページからダウンロードをお願いします。

この報告書には、当事業団から送付します「労働基準監督署提出用集計資料」に基づき、健康診断の対象労働者数、各項目別の受診者数と有所見者数を記載してください。

なお、この報告の義務は常時使用する労働者数が 50 人以上の事業場が対象となっています。特殊健康診断の結果については、事業場の規模にかかわらず 1 人でも健康診断を実施すれば労働基準監督署への報告義務があります。

また、じん肺健康診断においては、有所見であった場合には、都道府県労働局にエックス線写真とじん肺健康診断結果証明書を提出するよう定められています。

いずれの場合も健康診断結果報告書等の提出は、遅滞なく行うこととされています。

6 じん肺健康管理実施状況報告(じん肺法施行規則第37条)

事業者は、毎年12月31日現在におけるじん肺健診の実施状況等の健康管理の実施状況を、翌年2月末日までに、当該作業場の属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して、所轄都道府県労働局長に報告しなければなりません。

7 心理的な負担の程度を把握するための検査等(ストレスチェック制度)(労働安全衛生法第66条の10)

1. 検査の結果、面接指導を受ける必要があると認められた労働者から申出があったときは、事業者は医師による面接指導を行わなければなりません。
2. 面接指導の結果に基づき必要な措置について医師の意見を聴き、必要があると認めるときは、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講じなければなりません。
3. 衛生委員会、安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への医師の意見の報告等、必要な措置を講じなければなりません。
4. 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、1年以内ごとに1回定期的に、「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」を所轄労働基準監督署に提出しなければなりません。

緊急連絡

健康診断において検査値や所見に異常があり、早急に受診・治療に繋げる必要のあるものについては、通常の結果報告を待たず、診療所の担当医師から受診者本人へ直接連絡又は書面通知を行うことがあります。

緊急連絡を行う検査項目は、健康診断実施項目のうち、

- ① 血液検査のうち、緊急連絡値が定めてある項目
- ② レントゲン検査(胸部・胃・乳房)、超音波検査及び心電図検査などの読影物
- ③ 子宮がん検査(外部委託と出張健診での自己採取)
- ④ 便培養検査

です。

また、健康診断時に異常を発見し、医師の指示が必要な場合も受診者あてに直接通知を行うことがあります。

請求

健康診断結果を送付してから約1週間後に請求書を送付いたします。

専門スタッフ数 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

医師、看護師等の健康診断専門スタッフ数は下表のとおりです。

職種等	常勤	非常勤	計	備考
医師	3(2)	10(9)	13(11)	() は認定産業医内書
薬剤師	1		1	
保健師	3		3	
看護師・准看護師	12	2	14	
診療放射線技師等	4	7	11	
臨床検査技師	9	3	12	
労働衛生コンサルタント (保健衛生)	1	1	2	
作業環境測定士 (第 1 種)	1		1	
衛生管理者 (1 種)	13		13	
選別聴力検査研修会終了者	5		5	

表 2 専門スタッフの配置

主要設備・検診車

健康診断のための主要設備の配備状況は下表のとおりです。

機器名	数量	備考
胸部エックス線撮影装置	2	
胃部エックス線撮影装置	1	
マンモグラフィ撮影装置	1	
検診車	5	胸部 4 台、胃部 1 台

表 3 主要設備・検診車両

健康診断を受診するに当たっての注意事項と検体採取に当たっての注意事項

健康診断を受診するに当たっての注意事項と検体採取に当たっての注意事項は、p.25 の「別紙 7 健康診断受診及び検体採取に当たって並びに受診後の注意事項について」をご参照ください。

健康診断料金

各種健康診断の料金については、業務課 (電話 : 078-341-7114) までお問い合わせください。

保健指導等

健康診断実施後の保健指導、特定保健指導、不定期の保健指導、講演等に当事業団所属の保健師を派遣することが可能です。また、医師、看護師の関係業務の受託も可能です。受託料金等については、保健指導課（電話：078-341-7114）あてお問い合わせください。

産業医業務の受託

当事業団に所属する産業医による産業医業務の受託が可能です。

契約料等は業務課（電話：078-341-7114）あてお問い合わせください。

健康診断施設

健康診断は事前の予約が必要です。

予約窓口は、出張健康診断及び西神健診センターについては、業務課（電話：078-341-7114）まで、順天診療所における施設健診については、下記のとおりです。

順天診療所

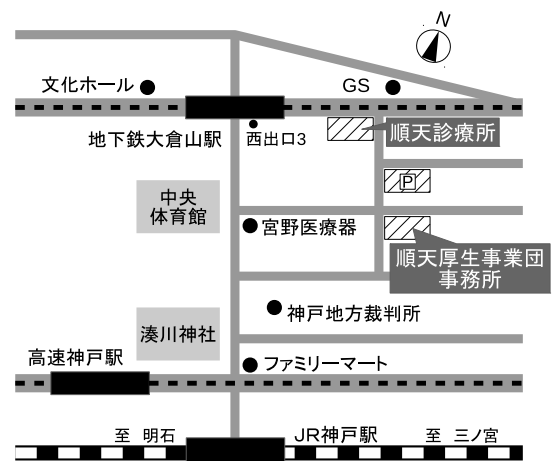
〒650-0017

神戸市中央区楠町3丁目3-13

健康診断受付 電話：078-341-7284

一般診療受付 電話：078-341-7116

診療時間		月	火	水	木	金
午前	9:00～12:00 最 終受付 11:30	○	○	○	○	○
午後	1:00～4:00 最 終受付 3:30	○		○	○	○



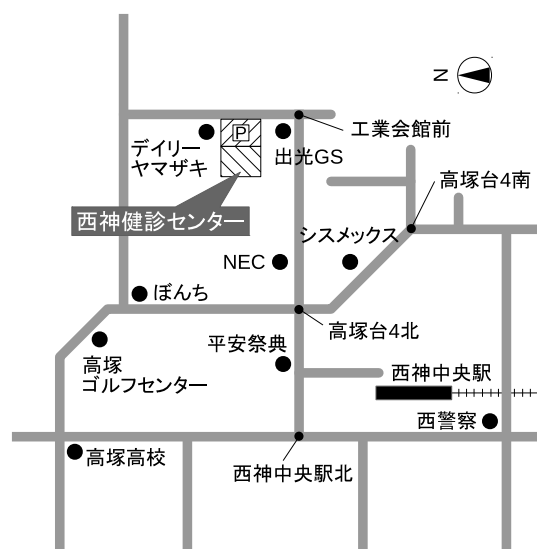
西神健診センター

〒651-2271

神戸市西区高塚台 5 丁目 1-1 西神工業会館内

受付 電話：078-991-2645

診療時間		月	火	水	木	金
午前	9:00～12:00 最 終受付 11:30		○		○	
午後	1:00～3:30 最 終受付 3:00				○	



検査結果の再発行及び検査記録保存

検査結果票や検査記録は表 4 に掲げる保存期間中は再発行や貸出等が可能です。

事業場との契約等による健康診断についての検査結果の再発行や検査記録の貸出し等については、所属事業場を経由することを原則としますが、本人確認ができた場合は、受診者ご本人からの申し出のみにより貸出し等を行う場合がありますので、ご了承ください。

検査記録等種類	保存期間	備考
健康診断報告書	3 年間	
腹部超音波検査結果	5 年間	
乳房超音波検査結果	5 年間	
胸部・胃部・マンモグラフィ X 線写真 (デジタルデータ含む)	5 年間	
じん肺健康診断胸部 X 線写真 (デジタルデータ含む)	7 年間	写真は事業場 あて交付
心電図	5 年間	
眼底写真 (デジタルデータ含む)	5 年間	
腹部エコー画像デジタルデータ	5 年間	
ストレスチェック結果	5 年間	

表 4 検査記録等保存期間

作業環境測定

粉じん・特定化学物質・有機溶剤・金属・騒音についての作業環境測定の受託が可能です。詳細は、環境管理室 (電話：078-341-7114) あてお問い合わせください。

作業環境測定のスプリングの日から1か月以内に「作業環境測定結果報告書」を提出いたします。

また、作業環境測定に関する精度管理に関しては、公益社団法人日本作業環境測定協会主催の総合精度管理事業に参加しています。

指定・搭載・登録

- 公益社団法人全国労働衛生団体連合会(全衛連) 会員(28001)
- 全国健康保険協会生活習慣病予防健診機関
 - 順天厚生事業団(2815101924)
 - 西神健診センター(2815202383)
- 作業環境測定機関登録(28-2)
- 公益財団法人産業医学振興財団 職域健康診断実施機関指定
- 東京電力福島第一原子力発電所緊急作業従事者健康相談窓口

- 全衛連労働衛生サービス機能評価認定(第87号)



個人情報取扱い

健康診断に係る個人情報の利用目的は次のとおりです。

- ① 健康状態を把握するための診察、検査の実施
- ② 受診者及び事業主・医療保険者への健診結果の報告
- ③ 特定保健指導対象者の通知
- ④ 健診料金の請求
- ⑤ 精度管理及び医学教育、研究
- ⑥ その他行政への届出、監査、医療訴訟に係る資料の提出
- ⑦ 検査の一部に係る外部医療機関や検査機関等への委託業務

健康診断を受託するに当たって、健康診断の委託先事業場及び健康診断の受診者からご提供いただいた個人情報については、不正アクセス、紛失、漏えい等が発生しないよう管理責任者を定め、個人情報保護管理規程ほかを整備し、これらの危険に対する安全対策を積極的に実施します。

ご提供いただいた個人情報は当事業団にて厳重に管理し、前述の目的以外では使用いたしません。

また、個人情報は、法令に基づく場合や人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難である場合、公衆衛生の向上又は児童の健全な育

成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難である場合、本人の同意が得られていると考えられる場合を除き、第三者には提供いたしません。

個人情報の取り扱いのすべてもしくはその一部を外部に委託する場合、委託を受けた者に対して適切な監督を実施します。

なお、ストレスチェックを含め健康診断情報を、個人が特定されない集約データとして公衆衛生水準向上のための学術研究等の目的で利用又は利用者に提供することがあります。

別紙 1 一般健康診断の検査項目

区分		定期法定	雇入時	海外派遣者	特定業務従事者	協会けんぽ生活習慣病予防	ベーシックドック	総合ドック
問診・診察		○	○	○	○	○	○	○
身体計測	身長・体重(・BMI)		○		○	○	○	○
	腹囲	○	○	○	◇		○	○
	視力	○	○	○	○	○	○	○
	聴力(1000Hz・4000Hz)	○	○	○	○	○	○	○
	体脂肪率							○
尿検査	糖	○	○	○	○	○	○	○
	蛋白	○	○	○	○	○	○	○
	潜血	≠	≠	≠		○	○	○
	尿沈渣					付	○	○
血圧測定		○	○	○	◇	○	○	○
心電図検査			○		◇	○	○	○
貧血検査	赤血球数		○		◇	○	○	○
	血色素量(ヘモグロビン)		○		◇	○	○	○
	ヘマトクリット値	≠	≠	≠		○	○	○
	白血球数	≠	≠	≠		○	○	○
	血小板					付	○	○
	MCV・MCH・MCHC						○	○
	白血球百分率							○
脂質検査	HDL コレステロール		○		◇	○	○	○
	LDL コレステロール		○		◇	○	○	○
	総コレステロール	≠	≠	≠		○	○	○
	中性脂肪(TG)		○		◇	○	○	○
肝機能検査	AST(GOT)		○		◇	○	○	○
	ALT(GPT)		○		◇	○	○	○
	γ-GTP		○		◇	○	○	○
	ALP					○	○	○
	総蛋白					付	○	○
	アルブミン					付		○
	A/G 比							○
	総ビリルビン					付	○	○
	LDH					付		○
Ch-E							○	

区分		定期 法定	雇入 時	海外 派遣 者	特定業 務従事 者	協会けん ぽ生活習 慣病予防	ベーシ ックド ック	総合ド ック
血糖検査	血糖値 (空腹時又は随時)		○			○	○	○
	HbA1c						○	○
腎機能検査	クレアチニン (Cre)					○	○	○
	尿素窒素 (BUN)							○
痛風	尿酸 (UA)					○	○	○
膵機能検査	アミラーゼ (AMY)							○
炎症反応 検査	CPK					付		○
	CRP							○
	RF							○
肝炎検査	HCV 抗体							○
	HBs 抗原						○	○
感染症検査・梅毒反応								○
眼底検査 (両眼)						付	○	○
眼圧検査								○
肺機能検査						付		○
腹部超音波検査						付	○	○
胸部 X 線デジタル (直接) 撮影		○	○	○	年 1 回	○	○	○
喀痰検査								
胃部 X 線デジタル撮影						○	○	○
胃部内視鏡検査 (胃カメラ)								
便潜血反応 2 日法						○	○	○
B 型肝炎ウイルス抗体検査								
血液型検査								
糞便塗抹検査								

医師が必要でないと認めるときに、一部を省略できる項目

医師が必要と認めるときに実施しなければならない (クレアチニンは実施が望まれる) 項目

付 付加健診項目

‡ 法定健診に付加できる当事業団としての推奨項目

◇ 前回の健康診断において貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査又は心電図検査を受けた者について、医師が必要でないと認める場合の全部又は一部を省略できる項目

・総コレステロール検査を受診された場合は、non-HDL コレステロール値も表記します。

・血清クレアチニン検査を受診された場合は、eGFR 値も表記します。

診断項目の省略について

- 血液検査等の診断項目については、雇い入れ時の健康診断においては必須ですが、定期健康診断においては、労働安全衛生規則第 44 条第 2 項により、厚生労働省告示に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができるとされています。
- この告示においては、例えば血液検査では 40 歳未満の者 (35 歳を除く。) について医師が必要でないと認めるときは省略することができる等の基準を示しています。
- このような診断項目の省略は、個々の労働者について、健康状態の経時的な変化や自覚症状・他覚症状等を勘案しながら判断することが大切です。なお、他覚症状の有無の検査については医師の判断により聴診等を行うこととしています。

H10.6.24 労働大臣告示第 88 号「労働安全衛生規則第 44 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」

項目	医師が必要でないと認めるときに診断項目を省略できる者
身長検査	20 歳以上の者
腹囲検査	① 40 歳未満 (35 歳を除く) の者 ② 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ③ BMI (= $\frac{\text{体重 (kg)}}{\text{身長 (m)}^2}$) が 20 未満である者 ④ 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者 (BMI が 22 未満の者に限る。)
胸部エックス線検査	40 歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 ① 5 歳毎の節目年齢 (20 歳、25 歳、30 歳及び 35 歳) の者 ② 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 ③ じん肺法で 3 年に 1 回のじん肺健康診断の対象とされている者
喀痰検査	① 胸部エックス線検査を省略された者 ② 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は同検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
貧血検査、肝機能検査、 血中脂質検査、血糖検査及び心電図検査	35 歳未満の者、及び 36～39 歳の者

別紙 2 全国健康保険協会 (協会けんぽ) 生活習慣病予防健診

協会けんぽ生活習慣病予防健診の内容と対象者は次のとおりです。被保険者には、任意継続被保険者を含みます。

一般健診	対象者は、その年度において 35 歳～74 歳の年齢の被保険者。その年度に 75 歳に達する者については、誕生日の前日までの者。検査項目は、p.14 の別紙 1 参照。
付加健診	対象者は、一般健診の受診者で、その年度において 40 歳又は 50 歳の方。追加検査項目は、p.14 の別紙 1 参照。
乳がん・子宮頸がん検診	検査項目は、問診・乳房エックス線検査(マンモグラフィ)による乳がん検査、子宮細胞診(スメア方式)による子宮頸がん検査です。対象者は、一般健診を受診する、その年度において 40 歳以上の偶数年齢の女性で、検査を希望される方。(40 歳～48 歳の方：乳房エックス線 2 方向、50 歳～74 歳の方：乳房エックス線 1 方向)
子宮頸がん検診 (単独受診)	検査項目は、問診・子宮細胞診(スメア方式)による子宮頸がん検査です。対象は、20～38 歳の偶数年齢の女性で、検査を希望される方。36～38 歳の方で、一般健診を受診される方は、一般健診と併せて受診することもできます。

協会けんぽの被扶養者に対する特定健康診査について

40 から 74 歳の協会けんぽ加入者の被扶養者が対象となります。受診時に協会けんぽの加入者(家族)であることが条件です。

受診する年度に 75 歳を迎える方は、誕生日から後期高齢者医療制度の加入者となりますので、誕生日の前日までに受診を終える必要があります。

受診する年度に 40 歳になられる方は 40 歳を迎えていなくても 4 月 1 日から受診できます。

検査項目は、診察等、問診、身体計測、血圧測定、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査となります。

別紙 3 労災保険の二次健康診断等給付

過労死予防のための給付措置として定められている制度で、一般定期健康診断の結果、血圧の測定等の項目について異常の所見が認められる場合に、労働者の請求に基づき、二次健康診断と特定保健指導が給付されます。

二次健康診断等を受けるための要件

二次健康診断等給付は、一次健康診断の結果において、次の4つのすべての検査について異常があると診断された場合に受けることができます。ただし、労災保険制度に特別加入されている方及び既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有している方は除きます。

- ① 血圧の測定
- ② 血中脂質検査
- ③ 血糖検査
- ④ BMI(肥満度)の測定

1 二次健康診断

二次健康診断として、以下の検査を受診者の負担なく受けることができます。

- ① 空腹時血中脂質検査
- ② 空腹時の血中グルコース量の検査(空腹時血糖値検査)
- ③ ヘモグロビン A1c 検査(一次健康診断において行った場合は除く。)
- ④ 負荷心電図検査又は胸部超音波検査(心エコー検査)
- ⑤ 頸部超音波検査(頸部エコー検査)
- ⑥ 微量アルブミン尿検査(一次健康診断において尿蛋白検査の所見が(±)又は(+)である者に限る。)

2 特定保健指導

二次健康診断 1 回につき 1 回、以下の指導を医師から受診者の負担なく受けることができます。ただし、二次健康診断の結果、脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有していると診断された場合は受けることができません。

栄養指導 適切なカロリー摂取等、食生活上の目標を示す指導

運動指導 必要な運動の目標を示す指導

生活指導 飲酒、喫煙、睡眠等の生活習慣改善に関する指導

別紙 4 各種検査項目

肝機能検査基本セット	AST・ALT・ γ -GTP
肝機能検査	ALP・コリンエステラーゼ (ChE)・LDH・総ビリルビン (T-Bil)
貧血検査基本セット	赤血球数 (RBC)・白血球数 (WBC)・ヘマトクリット値 (Ht)・血色素量 (Hb)
血糖検査	HbA1c
痛風検査	尿酸 (UA)
腎機能検査	クレアチニン (Cre)・尿素窒素 (BUN)
風しん抗体検査	風しんウィルス抗体価
心不全・心臓機能検査	NT-proBNP
胃部検査	ABC 検診 (ピロリ菌 + ペプシノゲン)
血液型検査	ABO 型・Rh 型
腫瘍マーカー検査	PSA(前立腺がん)
	シフラ (肺がん)
	男性 3 項目セット (PSA・CEA・AFP)
	男性 5 項目セット (PSA・CEA・AFP・CA19-9・p53 抗体)
	女性 3 項目セット (CA125・CEA・AFP)
	女性 5 項目セット (CA125・CEA・AFP・CA19-9・p53 抗体)
胸部エックス線検査	胸部エックス線デジタル撮影又は胸部エックス線直接撮影
胃部検査	胃部エックス線デジタル撮影
	胃部内視鏡検査 (胃カメラ)
腹部超音波検査	胆のう、肝臓、腎臓、脾臓、膵臓の検査
乳がん検診	問診、視診、触診、乳房超音波検査
	問診、視診、触診、マンモグラフィ (2 方向)
子宮がん検診	問診、視診、子宮頸部細胞診 (スメア方式)
大腸がん検査	便潜血検査 (1 日法) 又は便潜血検査 (2 日法)
眼底検査	眼底カメラ (両眼)
選別聴力検査	オージオメータ (1000Hz・4000Hz)
喀痰検査	結核菌検査 (塗抹・培養)
	肺がん細胞診検査
便培養検査	赤痢・サルモネラ・O-157
循環器検査	心電図検査
骨粗しょう症検査	MD 法

別紙 5 特定化学物質健康診断の対象物質

- ベンジジン及びその塩、ベータ-ナフチルアミン及びその塩、ジクロロベンジジン及びその塩、アルファ-ナフチルアミン及びその塩、オルト-トリジン及びその塩、ジアニシジン及びその塩、パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン、マゼンタ
- ビス(クロロメチル)エーテル
- 塩素化ビフェニル
- アクリルアミド
- アクリロニトリル
- アルキル水銀化合物
- インジウム化合物
- エチルベンゼン
- 塩素
- オーラミン
- オルト-トルイジン
- オルト-フタロジニトリル
- カドミウム及びその化合物
- クロム酸及びその塩、重クロム酸及びその塩
- クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、1,1,2,2-テトラクロロエタン
- 五酸化バナジウム
- コバルト及びその無機化合物
- コールタール
- 三酸化ニアンチモン
- シアン化カリウム、シアン化水素、シアン化ナトリウム
- 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン
- 1,2-ジクロロプロパン
- ジクロロメタン
- ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト
- 臭化メチル
- 水銀及びその無機化合物
- スチレン
- テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン
- トリレンジイソシアネート
- ナфтаレン

- ニッケル化合物
- 砒素及びその化合物
- 弗化水素
- ベンゼン
- マンガン及びその化合物
- メチルイソブチルケトン
- 沃化メチル
- リフラクトリーセラミックファイバー
- 硫化水素
- 硫酸ジメチル
- 4-アミノジフェニル及びその塩、4-ニトロジフェニル及びその塩

なお、当事業団では、特定化学物質のうち、ベリリウム等、ベンゾトリクロリド、エチレンイミン、塩化ビニル、クロロメチルメチルエーテル、酸化プロピレン、1,1-ジメチルヒドラジン、ニッケルカルボニル、ニトログリコール、パラ-ニトロクロルベンゼン、ベータ-プロピオラクトン、ペンタクロルフェノール (別名 PCP) 及びそのナトリウム塩に関する健康診断には対応できません。

別紙 6 健康診断結果報告帳票

健康診断実施日から 2 週間を目途に健康診断結果を送付いたします。

1 一般健康診断

- 結果送付者一覧
- 一般健康診断結果報告書（「健康診断結果のお知らせ」「検査結果のお知らせ」）
- 健康診断結果報告書の見方
- 検査項目の説明
- ABC 検診説明書
- 一般健康診断結果集計表
- 一般健康診断実施集計表（コース別）
- 一般健康診断実施集計表（項目別）
- 労働基準監督署提出用集計資料
- 定期健康診断結果報告書
- 二次健康診断等給付のご案内資料
- 労災二次健康診断給付対象者一覧表
- 全国健康保険協会資料
- 一般健康診断結果一覧表
- 一般健康診断有所見者一覧表
- 一般健康診断結果個人票

2 特殊健康診断

- 特殊健康診断結果報告書
- 特殊健診実施集計・報告書
- じん肺
 - じん肺健康診断結果証明書
 - 特殊健診（じん肺）健康診断一覧表
 - じん肺健康診断実施事業所ご担当者様へ
 - じん肺健康管理実施状況報告書
 - 労働局提出用 エックス線写真等の提出書
 - 本人保存用 じん肺管理区分等通知書
 - DR(FPD) 撮像表示条件確認表
 - エックス線フィルム
- 有機溶剤
 - 有機溶剤健康診断個人票

- 有機溶剤健康診断項目コード一覧
- 特殊健診(有機溶剤)健康診断一覧表
- 有機溶剤健康診断労働基準監督署報告用集計資料
- 有機溶剤等健康診断結果報告書
- 石綿
 - 石綿健康診断個人票
 - 特殊健診(石綿)健康診断一覧表
 - 石綿健康診断労働基準監督署報告用集計資料
 - 石綿健康診断結果報告書
 - エックス線フィルム
- 鉛
 - 鉛健康診断個人票
 - 特殊健診(鉛)健康診断一覧表
 - 鉛健康診断労働基準監督署報告用集計資料
 - 鉛健康診断結果報告書
- 電離放射線
 - 電離放射線健康診断個人票
 - 特殊健診(電離放射線)健康診断一覧表
 - 電離放射線健康診断労働基準監督署報告用集計資料
 - 電離放射線健康診断結果報告書(労働基準監督署報告用紙)
- 高気圧
 - 高気圧業務健康診断個人票
 - 特殊健診(高気圧)健康診断一覧表
 - 高気圧健康診断労働基準監督署報告用集計資料
 - 高気圧業務健康診断結果報告書(労働基準監督署報告用紙)
- 特定化学物質
 - 特定化学物質健康診断個人票
 - 特殊健診(特定化学物質)健康診断一覧表
 - 特定化学物質健康診断労働基準監督署報告用集計資料
 - 特定化学物質健康診断結果報告書(労働基準監督署報告用紙)
- 行政指導
 - 行政指導健康診断個人票
 - 特殊健診(行政指導)健康診断一覧表
 - 行政指導による健康診断労働基準監督署報告用集計資料
 - 指導勧奨による特殊健康診断結果報告書(労働基準監督署報告用紙)

- 産業医向け
 - 一般健康診断結果一覧表
 - 一般健康診断有所見者一覧表

別紙 7 健康診断受診及び検体採取に当たって並びに受診後の注意事項について

1 一般的事項

- ① 健康診断前は、暴飲暴食や睡眠不足に気をつけ、普段どおりの生活を心がけましょう。
- ② 緊張すると、血圧や心電図に影響することがあります。気持ちを楽にして受診しましょう。
- ③ 喫煙は血圧を上昇させます。健康診断前の喫煙は控えましょう。
- ④ 健康診断受診票がお手元に届きましたら開封し、内容をご確認ください。受診票は健康診断前にご記入ください。機械で読み取りますので、汚したり折り曲げたりしないでください。
- ⑤ 本人確認及び資格確認に必要ですので、健康保険証をご持参ください。
- ⑥ ペースメーカーご使用の方、人工透析中の方は、受付時にお申し出ください。
- ⑦ 健康診断の結果、要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受けてください。

2 がん検診について

- ① がんによる死亡数が多い部位は、平成 28 年は、男性では、肺、胃、大腸、肝臓、膵臓、女性では、大腸、肺、膵臓、胃、乳房の順でした。
- ② 胃がん健診(胃部エックス線検査及び胃内視鏡検査)、子宮頸がん検診(視診、子宮頸部の細胞診及び内診)、肺がん検診(胸部エックス線検査及び喀痰細胞診)、乳がん検診(乳房エックス線検査(マンモグラフィ))、大腸がん検診(問診及び便潜血検査)は、死亡率減少効果が認められています。
- ③ しかし、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではありません。また、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあります。
- ④ がん検診は、検診受診の継続が重要です。また、症状がある場合は医療機関の受診が重要です。

3 女性の方へ

- ① 妊娠中又は妊娠の可能性がある方は、レントゲン検査(胸部・胃部・マンモグラフィ)と子宮頸がん検査は受けないでください。受付時にお申し出ください。
- ② 生理中の方は、子宮頸がん検査・便潜血検査を受けることができません。便潜血検査について、1週間以内の後日提出を受け付けます。尿検査は受検できますが、参考値となります。所見が認められた場合には、生理中でないときに、再検査を受けていただきますようお願いいたします。施設健康診断において、これらすべての項目を受診ご希望の方は予約日の変更をお願いいたします。

4 食事・薬の服用

- ① 血液検査については、「血液検査」の項を参照ください。
- ② 胃部エックス線検査については、「胃部エックス線検査」の項を参照ください。
- ③ 腹部超音波検査については、「腹部超音波検査」の項を参照ください。
- ④ 有機溶剤検査については、「有機溶剤検査」の項を参照ください。
- ⑤ 薬の服用については、主治医にご確認の上、必要があれば朝分を服用してからご受診ください。服用する場合は、検査開始時間の3時間前までにお水で服用してください。なお、高血圧の朝分のお薬は、お食事に関係なく服用することがほとんどです。検査受診時に血圧が高いと、胃部エックス線検査を中止することがあります。

5 服装

- ① 上下に分かれた服装で受診してください。ワンピースでの受診は控えてください。
- ② 胸部エックス線検査については、「胸部エックス線検査」の項を参照ください。
- ③ 胃部エックス線検査については、「胃部エックス線検査」の項を参照ください。
- ④ 心電図検査については、「心電図検査」の項を参照ください。
- ⑤ 腹部超音波検査については、「腹部超音波検査」の項をご覧ください。

6 血液検査

正確な検査を行うためにも、検査当日はなるべく飲食物を摂らずに受診してください。なお、絶食が労働災害につながるおそれがある場合は、ムリな絶食はおやめください。

7 胸部エックス線検査

- ① 素肌のうえに、ファスナー又はボタンのない無地のTシャツ等を着用の上でも受診できます。
- ② ブラジャー、ボディースーツ、止め金具、ネックレス、湿布、貼付磁気治療具等は外してください。

8 胃部エックス線検査

(1) 食事

ア 午前検査の場合

午前検査の場合は、検査前日の夜9時以降から検査終了まで食事はしないでください。水は就寝まで飲んで差し支えありません。飲酒は避けてください。

検査当日は、水は検査開始2時間前までに200ml以内なら飲んで差し支えありませんが、お茶・コーヒー・牛乳などの飲食は避けてください。

検査終了までは、タバコも控えてください。

イ 午後検査の場合

午後に受診される場合は、検査当日の朝食(軽食)は、7時までに済ませてください。朝食は、バター等を付けないトースト1枚、コーヒー・紅茶・お茶のいずれか1杯程度にしてください。朝食以降検査が終了するまで食事はお控えください。

水は検査開始2時間前までに200ml以内なら飲んでも差し支えありません。

検査終了までは、タバコも控えてください。

(2) 薬の服用

検査当日の内服については、

糖尿病の方 受診前は、薬の服用やインスリン注射はしないでください。低血糖になる危険があります。

心臓病・高血圧の方 薬は検査開始3時間前に、200ml以内の水で必ず飲んでください。

特に胃部エックス線検査は、血圧が高すぎると受けられませんので、降圧剤を飲まれている方は、いつもどおり飲んでください。

それ以外の薬は検査後にお飲みください。

薬の服用等について不安のある方は、かかりつけ医などにお問い合わせください。

(3) 服装

検査の受けやすい服装でおいでください。ボタン、ファスナー、金具のない無地のもの、ウエストがゴムのもなどを着用しておいでください。アクセサリー類や時計は外してください。撮影の妨げになるうえ、破損、紛失の恐れがあります。

(4) 検査の方法

バリウムを使用した胃エックス線検査です。初めに、発泡剤とバリウムを飲みます。検査終了までゲップはがまんしてください。

胃の粘膜にバリウムを付着させるため、撮影台の上で体を左右に動かしたり回転したり、頭部を下げるなどの体位があります。胃がんの早期発見には良いエックス線写真を得ることが不可欠です。ご協力をお願いします。

(5) 検査ができない場合

下記の方は検査を受けられません。

- 腸閉塞や腸捻転にかかったことがある方
- 炎症性腸疾患で現在治療中の方
- 現在、上部消化管疾病の治療中である方
- 消化管の手術を受けたことがあって、胃部エックス線検査を受けることの主治医の許可のない方
- 腹部手術を受けたことがあって、胃部エックス線検査を受けることの主治医の許可のない方
- 大腸憩室があって、憩室炎の症状のある方
- 3日間排便がない方
- 下痢をしている方
- 虚血性心疾患にかかったことがあって、胃部エックス線検査を受けることの主治医の許可のない方
- 心不全にかかったことがあって、胃部エックス線検査を受けることの主治医の許可のない方
- 心疾患の手術を受けことがあって、胃部エックス線検査を受けることの主治医の許可のない方
- 最高血圧が 180mmHg 、又は最低血圧が 100mmHg を超えている方
- 現在喘息発作があるか、又は頻繁に喘息の発作がある方
- 在宅酸素療法を受けている方
- 呼吸器に疾患があって、胃部エックス線検査を受けることの主治医の許可のない方
- 呼吸器の手術を受けたことがあって、胃部エックス線検査を受けることの主治医の許可のない方
- 嚥下障害がある方、又は誤嚥の既往のある方
- 脳血管障害を発症したことがあって、胃部エックス線検査を受けることの主治医の許可のない方
- 頭部を手術したことがあって、胃部エックス線検査を受けることの主治医の許可のない方
- 脳圧亢進でシャント中である方
- 認知症があって理解困難がある方
- 体重が 130Kg を超える方
- バリウムのコップを自分で持って飲むことが困難である方
- 自力で立位を保持することや、撮影台の手すりを自分でつかむことが困難である方
- 技師の指示に従ってスムーズに動くことが困難である方
- 人工透析中である方
- 慢性の腎疾患があって、胃部エックス線検査を受けることの主治医の許可のない方

- 検査当日、インスリンを使用した方
- 検査当日、経口血糖降下剤を服用した方
- 糖尿病でコントロール不良である方
- 妊娠中又は妊娠している可能性がある方
- 検査のためにバリウムを飲むことで、じんましん、気分が悪い、顔色が青白くなる、手足が冷たくなる、のどが詰まる、息苦しいなどのアレルギー症状が現れることがあります。バリウム製剤又は発泡剤を飲んで、このようなことになったことがある方
- 下剤のアレルギーがある方

胃を手術した方は、今回の検診には適しません。胃カメラをお勧めします。

胃・十二指腸の治療中又は経過観察中の方は、かかりつけの医療機関で受診してください。

当日の体調や問診により、検診を受けられない場合があります。

(6) 下剤の服用等

検査終了時に下剤をお渡ししますので、検査終了後速やかにコップ2杯以上の水や白湯と一緒に2錠をお飲みください。アルコール類での服用はしないでください。お渡しする下剤は、検査のために服用した「硫酸バリウム造影剤」を速やかに排泄するためのものです。

普段から便秘気味の方は、申し出ただけであれば、予備の下剤をお渡しできます。

(7) 検査後の注意事項

当日は、水・お茶などの水分を普段より多めに摂り、野菜などの繊維質の多い食事を摂ってバリウムの排せつを促すようにしてください。通常は、下剤服用後の2~6時間で白っぽい便が出ますが、バリウムですので心配ありません。夕刻までに白っぽい便が出ない場合は、ご担当者にお渡ししている予備の下剤を服用してください。便意を感じなくても定期的にトイレに行くよう心がけてください。

排便の状況を確認していただき、一両日中にバリウム便の排出がなく、腹痛、腹部膨満感などの症状が現れた場合には、直ちに医療機関を受診してください。バリウム便が排泄されないまま放置した場合は、消化管が詰まったり、穴があくおそれがあります。

バリウム服用の際に副作用で過敏症(アレルギー症状)が現れる方がいます。じん麻疹、浮腫、呼吸困難等の症状が現れた場合は、直ぐに医療機関を受診してください。

9 胃内視鏡検査

胃内視鏡検査は、先端部にカメラのついた径10mmの管を飲み、食道・胃・十二指腸を直接観察する検査です。場合によっては、医師の判断により胃内部の一部組織を採るなどの処置を行うこともあります。

原則、予約の変更はできません。やむを得ず変更する場合は、早めにご連絡ください。

(1) 検査前日まで

血を固まりにくくする薬などを服用されている方は、かかりつけの医師に服用を中止してよいか、あらかじめご相談ください。

(2) 検査前日

夕食は夜9時までに済ませてください。できるだけ消化の良いものを心がけ、お酒は飲まないようにしてください。夕食後は何も食べないでください。

水やお茶など、透明な飲み物は摂っていただいてかまいませんが、果実などが入っている飲料水は、検査時、胃の中の細かい観察の妨げとなりますので避けてください。

(3) 検査当日

起床時、水又はお茶は飲んでかまいません。心臓・血圧・ぜんそくの薬を常用されている方は、いつもどおりお飲みください。胃薬は飲まないでください。その他の薬を常用している方は、かかりつけの医師にご相談ください。

検査後、麻酔の影響により一時的にふらついたり、視力が低下することがあります。車での来院はしないでください。やむを得ず運転する場合は、充分休息をとり、自己責任で慎重をお願いします。

検査時、服が汚れることがありますので、できるだけ普段着でお越しください。

タバコは控えてください。

検査時、医師の判断により胃内部の病理組織を採る場合がありますので、保険証を持参してください。検査後1時間、組織を採った場合は検査後2時間は食事ができませんので、ご了承ください。

胃内視鏡検査は安全性の高い検査ですが、まれに以下のような偶発症は報告されています。

- 麻酔や薬などによるアレルギー（ショック）
- 出血
- 穿孔（穴があくこと）

緊急時、当診療所で処置不可能であれば、さらに専門病院へ搬送いたします。検査の同意として、問診票の署名欄に署名してください。

10 心電図検査

パンスト、タイツ等は受診前に脱衣してください。

11 腹部超音波検査

- ① 前日の夕食後から検査まで何も摂らないでください。少量の水、お茶は飲んでいただいてもかまいません。
- ② 心臓、血圧、ぜんそくの薬を普段から飲んでおられる方は、いつもどおりお飲みください。胃薬は飲まないでください。その他の薬を常用している方は、かかりつけの医師にご相談ください。
- ③ 検査時はベルトを緩め、おなかを出してください。
- ④ 検査に当たって、腹部にゼリー状のものを塗ります。拭き取った後、少しべたつくことがあります、すぐ乾きます。

12 視力検査、眼底・眼圧検査

- ① メガネ、コンタクトレンズをお持ちの方はご持参ください。
- ② 眼底・眼圧検査において、コンタクトレンズ使用の方は、検査の際に外す必要がありますので、コンタクトレンズケースをご持参ください。

13 便潜血検査

- ① 便は、健康診断当日を含め6日以内に採取してください。後日提出は1週間以内にご提出ください。
- ② 2日分を採取できなかった場合は、1日分でもかまいませんのでご持参ください。

14 有機溶剤健康診断

- ① 健康診断前日は飲酒を控えてください。
- ② 健康診断時に採尿できるよう、健康診断前のトイレは控えてください。また、水又はお茶を適度に摂ってください。
- ③ トルエンを取扱っている方が検査を受ける場合は、コーラ等の清涼飲料水、イチゴ、プラム、杏、すもも等の果物、ベリージャム、梅肉、福神漬、きな粉、桂皮は前日から摂らないでください。

平成 30 年 12 月 1 日